

【雇用が分かる証明書について】

基準日（令和 7 年 4 月 1 日）時点において、3 か月以上直接的かつ恒常的に雇用され、かつ、建設業法等により加入すべき社会保険に適正に加入していることがわかる証明書として、次のいずれかの書類を添付してください。

ア 監理技術者資格者証の写し

イ 保険証等の写し

※保険証等は、技術者氏名と事業所名が明記されているもので、有効期限内のもの。また、次に挙げるものとします。

- 1 事業所名が記載されている健康保険被保険者証
- 2 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
- 3 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

※「二以上事業所勤務被保険者標準報酬決定通知書」は該当しません。

ウ ア又はイで確認できない場合、住民税の特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用、申請時直前のもの）及び賃金台帳又はそれに類する書類（3 か月間の特別徴収税額が確認できるものに限る）の写し

エ 上記ア～ウで確認できない場合、次の書類の写しをすべて提出してください。

- 1 賃金台帳又はそれに類する給与の支払いに関する書類（3 か月分）
- 2 所得税源泉徴収簿（3 か月分）
- 3 出勤簿又はそれに類する給与に関する書類（3 か月間）

（注）・最低賃金以下等著しく賃金が低い場合は雇用として認めない場合があります。
・出勤日数が著しく少ない場合は雇用として認めない場合があります。
・ウ、エについては、社会保険への加入義務がないと認められる場合に限りません。